

令和 7 年 12 月 3 日
三重県総務部デジタル推進局
デジタル改革推進課

テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援及び運用業務にかかる意見 招請（RFC）

1 目的

三重県では、令和 2 年 6 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた事態が急迫するなか、テレワーク（在宅勤務）による職員の接触機会の徹底的な低減を実現するため、在宅勤務システムを導入し、現在は、「働き方改革」の切り札ともいわれるテレワーク強化の一環として、職員のライフステージに合った多様な働き方の実現にもつなげていくことを目的として運用しております。

現行の在宅勤務システムは、令和 8 年 3 月 31 日でサポートが終了するため、在宅勤務システムの更新を検討しております。

本意見招請は、テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援及び運用業務における仕様書案を事前に公表し、応札可能事業者からのご意見やご質問等を幅広く受け付けることで、本仕様書の実現可能性を高めるとともに、公正・公平な内容となっているか確認するために実施するものです。

2 意見提出方法、期日

(1) 提出方法

本調達仕様書について、ご意見やご質問等がある場合は、別紙様式により、電子メールにて提出いただきますようお願いいたします。

(2) 提出期日

令和 7 年 12 月 19 日（金）

3 注意事項

(ア)いただいたご意見を参考として本調達仕様書の修正を行う予定ですが、今回いただいた全てのご意見を反映させる訳ではありませんのでご了承ください。

(イ)本意見招請に係る質問の作成、提出等に要する費用は質問の提出者のご負担でお願いします。

4 本件に関する対応窓口

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 松井、西口
住所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
電話番号 059-224-3363
電子メール network@pref.mie.lg.jp